

令和7年度甲府市宅配ボックス購入費補助金交付要綱

令和7年4月1日
市民第1号

(趣旨)

第1 この要綱は、宅配ボックスの普及を促進することにより、宅配荷物等の安全で安心な受領環境を確保し、市民の消費生活の利便性向上を図るため、甲府市補助金等交付規則（昭和38年11月規則第50号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、甲府市宅配ボックス購入費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、「宅配ボックス」とは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 宅配荷物等の受け取りを目的とした仕様の製品であり、宅配荷物等を安全に保管できるもの
- (2) 令和7年4月1日以降に購入したものであること。
- (3) 正当な受取人のみが受領できる盗難防止機能（鍵又はダイヤル錠等）を有しているもの

(補助対象者及び補助金の交付)

第3 市長は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 申請日時時点で、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により、本市の住民基本台帳に記録され、かつ、居住実態がある個人であること。
- (2) 令和7年4月1日から令和8年2月27日までに宅配ボックスを購入し、自らが居住する市内の住宅（前号の住民基本台帳に登録されている場所と同一のものに限る。）に設置していること。
- (3) 宅配ボックスを設置する敷地又は住宅が、自ら所有するものでない場合においては、所有者等から設置の同意が得られている者であること。
- (4) 当該補助対象宅配ボックスについて、国、本市又は他の地方公共団体から購入又は設置に係る費用の補助を受けていないこと。
- (5) 甲府市暴力団排除条例（平成24年3月条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。

2 補助金の交付は、令和6・7年度を通じて、1世帯につき宅配ボックス1個かつ1回限りとする。

(補助対象経費)

第4 補助対象経費は、宅配ボックス購入費用（消費税及び地方消費税相当分を除く。）とし、設置費・運搬費・工事費は除くものとする。

(補助金の額)

第5 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、10,000円を上限とする。

（交付の申請及び事業報告等）

第6 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、甲府市宅配ボックス購入費補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、令和7年4月1日から令和8年2月27日までの間に市長に提出しなければならない。

（1） 補助対象経費が分かる領収書等の写し

（2） 宅配ボックスの設置状況及び鍵等の盗難防止機能を有することが確認できる写真

（3） 申請者の口座情報が分かるものの写し

（4） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 規則第6条の規定による決算及び事業報告は、第1項の規定による申請をもってこれに代えるものとする。

（交付決定及び額の確定等）

第7 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否の決定及び額の確定をするものとする。

2 市長は、前項の交付の可否の決定及び額の確定をしたときは、その結果を甲府市宅配ボックス購入費補助金交付決定通知書（第2号様式）又は甲府市宅配ボックス購入費補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに申請者に補助金を交付するものとする。

（財産の処分の制限）

第8 補助事業により取得した5万円（消費税及び地方消費税相当分を除く。）を超える宅配ボックスについては、金属製のものは3年、その他のものは2年を経過するまでは、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の承認をする場合は、第7第1項に規定する交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対し、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第9 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7の規定による交付決定の全部または一部を甲府市宅配ボックス購入費補助金交付決定取消通知書（第5号様式）にて取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請等の不正な行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 規則及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) その他市長が補助金の交付を不適當と認めたとき。

(検査等)

第10 市長は、補助事業の執行に関して必要があると認めるときは、申請者に対して補助事業に関する必要な事項について報告を求め、検査し、又は指示することができる。

(その他)

第11 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に第7第1項の規定による交付決定を受けている者に係る第8及び第9の規定は、この要綱の失効後もなおその効力を有する。